

北海道地域防災計画の修正の概要について (原子力防災計画編)

1 計画修正の趣旨

国の防災基本計画の改正や原子力防災訓練の実施結果等を踏まえ、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の修正を行った。

2 主な修正の概要

(1) 国の防災基本計画の修正等を踏まえた修正

- 国の防災基本計画の修正等を踏まえ、警戒事態における関係町村の活動体制について所要の改正を行った。

(2) 原子力防災訓練実施結果を踏まえた修正

- 道災害対策本部（指揮室）と道現地災害対策本部との間の連絡調整の円滑化を図るため、道現地災害対策本部各班の所掌事務について所要の修正を行った。
- 原子力災害の進展状況に応じて、防護措置の実施方針の案を作成することを明記した。
- 避難先における一時滞在場所の設置及び運営に係る道の支援に関する規定を追加した。

(3) 防災関係機関等の処理すべき業務の修正

- 後志自動車道の開通にかんがみ、原子力防災に関して、指定公共機関である東日本高速道路株式会社北海道支社が処理すべき業務に関する規定を追加した。

(4) その他

- 原子力災害対策指針の改正による修正
- 表現の適正化 など